

防災立国推進閣僚会議（第1回）議事録

日時：令和6年12月20日（金）8時35分～8時55分

場所：官邸4階大会議室

1. 開会

2. 防災立国推進閣僚会議の開催について

（内閣総理大臣）

防災立国推進閣僚会議の開催に当たり一言御挨拶を申し上げます。

世界有数の災害発生国である我が国において、頻発する災害から国民の生命、身体、財産を守り抜くのは、国家の使命であります。被災して、絶望の淵（ふち）にある方々に、暖かい手を差し伸べることができなければ、国家として責務を果たしているとは言えません。

いかなる地域で災害が発生したとしても、被災者の方々を苦難の中に置き続けることなく、尊厳ある生活を送っていただけるようにしなければならない、これは繰り返して申し上げてきたことでございます。

災害時に国家が為すべきことは多岐にわたっております。事前防災から、初動対応、復旧復興に至るまで、各部門の知恵を結集し、それぞれの取組が連動して相乗効果を生むようにしなければなりません。そのためには、災害対策の目指すべき姿を政府全体で共有した上で、計画的かつ戦略的に、防災・減災、国土強靱化の取組を進めていくことが重要であります。

このような思いから、政府一体となった災害対策を推進するため、この「防災立国推進閣僚会議」を立ち上げることにいたしましたものであります。

「災害を防ぐことはできないが、その後に起こることは全て人災である」というのは、阪神・淡路大震災の際に後藤田正晴先生がおっしゃったことであります。災害による被害の極小化、国、自治体、民間企業、災害ボランティアなどのネットワークをフル活用した効果的な被災地支援、被災者の方々が発災直後から尊厳ある生活を営めるような避難所環境の整備、これらの実現のため、政府一体として本気の事前防災、これを進めてまいりたいと存じます。

海外の好事例も踏まえつつ、我が国を世界に冠たる、成ろうことなら世界一の防災大国にする。そして、我が国の防災の知恵や技術を海外に向けて発信したいと思っております。

人命、人権最優先の「防災立国」を確立するため、各大臣が一致され、御尽力を賜ることを心からお願い申し上げ、冒頭の御挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

3. 令和7年度の防災対策強化の取り組みについて

(内閣府特命担当大臣（防災）・国家公安委員会委員長)

各大臣においては、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」の提言も踏まえながら、国による応援組織の充実強化、資機材や装備品等の充実、避難生活における生活環境の確保など、我が国の災害対応を強化するために必要な検討を進めていただいています。令和7年度予算も活用し、着実に取組を進めていただくようお願いします。

内閣府防災については、予算・人員の両面で体制を大幅に拡充し、避難生活環境の抜本的改善など、事前防災の充実をはじめとする災害対応力の強化、災害対応の司令塔機能の強化を進めます。各大臣におかれても体制確保に御協力をお願いします。

事前防災、災害応急対策から復旧復興まで、災害対応全般の司令塔として、次官級の「防災監」を新設します。

また、能登半島地震の教訓等を踏まえ、国による災害対応の強化、福祉的支援の充実、ボランティア団体との連携、インフラ復旧の迅速化について検討を進め、次期通常国会における法案の提出を目指し、必要な検討を行ってまいります。

8月に初めて発表された「南海トラフ地震臨時情報」について、有識者会議で検証を行ってまいりましたが、平時からの周知・広報の強化、臨時情報発表時の呼びかけの充実、地方公共団体や事業者等における防災対応検討の推進について、改善方策をとりまとめました。「南海トラフ地震臨時情報」の実効性を高めるべく、各取組を速やかに実施していきます。

警察においては、警察災害派遣隊の体制整備、装備資機材の充実強化、実践的な災害対処訓練等に取り組んでまいります。被災地の犯罪を抑止するため、警戒用ドローンの整備を進めるほか、防犯カメラの応急的な設置を迅速に行うための体制を構築してまいります。

(防災庁設置準備担当大臣)

我が国は世界有数の災害発生国であり、国民の生命・身体・財産を災害から守り抜くためには、人命最優先の『防災立国』を早急に実現する必要があります。

令和6年能登半島地震をはじめとするこれまでの災害対応においても、内閣府防災では、各省庁・自治体の応援を得ながら、組織を挙げて災害対応に当たってきたところですが、現在の体制では、その間、防災施策に係る企画立案業務は事実上中断せざるを得ないのが実情であります。

今後、更なる大規模な被害が予想される南海トラフ巨大地震や首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、富士山噴火などの大規模災害に備え、防災業務の企画立案機能を抜本的に強化し、平時から不断に万全の備えを行うこと

が必要不可欠です。

このため、『本気の事前防災』に取り組むとともに、政府の災害対応等をリードする『司令塔』としての機能を担う「防災庁」の設置に向けた検討を進めてまいります。

これに際し、事前防災やデジタル、官民連携、避難生活支援など防災関係各分野において高度かつ幅広い知見を有する有識者を防災庁設置準備アドバイザーとし、有識者会議を開催することとします。

本閣僚会議を通じ、各府省庁の皆さんとも緊密に連携しつつ、令和8年度中の防災庁設置に向け、具体的な機能や体制について検討を進めてまいります。

(内閣府特命担当大臣（科学技術政策・宇宙政策）)

科学技術政策及び宇宙政策の担当大臣として発言いたします。

私が担当する科学技術や宇宙の分野においても、防災対策を強化するための取組を進めているところです。

例えば、SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）を通じて開発した、基盤的ネットワークシステム「SIP4D（エスアイピーフォーディー）」等の成果は、被害情報の集約・共有等に活用されております。

また、宇宙にある衛星からの観測データは、能登半島における災害などにおいて、被害の状況把握に活用されたと承知しております。

引き続き、こうした取組を通じて、国、自治体等の災害対応力の向上に貢献していきたいと考えております。

(防衛大臣)

防衛省・自衛隊は、内閣官房・内閣府をはじめとする関係省庁とも緊密に連携し、災害派遣等を通じて平素から災害対策にあたっています。

防災対策強化に関しては、令和4年に閣議決定された防衛力整備計画に基づき各種施策・事業を進めており、令和7年度の主な事業等としては、①多用途ヘリコプターなど救助等で使用する装備品等の整備、②退職自衛官が地方公共団体の防災・危機管理部門で活躍するための人材育成・教育等、③自衛隊施設の機能維持・強化、④自衛官の処遇・勤務環境の改善等、といった事業を計画しており、これらを着実に進めてまいります。

また、能登半島地震の教訓を踏まえ、警察・消防・海上保安庁・国土交通省等の車両や資機材を、自衛隊の航空機等で迅速に輸送するための要領を関係省庁と協力して検討したうえで、防災訓練等でその実効性を確認することも予定しております。

(総務大臣)

総務省では、能登半島地震の教訓を踏まえ、消防防災力の充実強化や通信・放送インフラの強靱化など、防災対策の強化に取り組めます。

資料の 12 ページ目をご覧ください。消防防災力の充実強化として車両・資機材の整備など、緊急消防援助隊や消防団を充実強化します。また、DX・新技術の研究開発を推進します。

13 ページ目をご覧ください。通信・放送インフラの強靱化として、大容量蓄電池の整備など、携帯電話基地局を強靱化します。また、地上波中継局やケーブルテレビ網の耐災害性強化を進めます。

総務省が、生活支援に関する情報の提供や被災者からの相談に対応するために行っている「特別行政相談活動」について、自治体との連携を強化し、被災者支援の充実を図ります。

(国土交通大臣)

能登半島地震での対応等も踏まえ、防災対策強化に取り組めます。

具体的には、①「迅速・的確な情報収集・共有・発信」として、通信途絶に備えた衛星通信設備の導入、線状降水帯等の予測精度向上のための次期静止気象衛星の整備、②「陸海空が連携した啓開体制、物資輸送の確保」として、道路啓開計画における具体内容の明確化、ドローン物流の実用化に向けた取組促進、③「国交省の資機材等を活用した被災者支援」として、給水機能付き散水車等の効果的運用による給水支援の強化、住民避難を含む大規模災害にも活用可能な大型巡視船の整備等を行うとともに、④これらの取組を支える「TEC-FORCE 等の災害支援体制・機能の充実・強化」として、官民連携や資機材・装備品の強化、⑤「被害を防止・軽減するための施設整備等」の計画的・戦略的な推進、等に取り組めます。

(厚生労働大臣)

厚生労働省においては、①DMAT ディーマット（災害派遣医療チーム）をはじめとした保健医療福祉活動チーム間の協働・連携強化を図るため、研修・訓練の強化や連絡会議の開催等を実施し、②保健・医療・福祉に関する情報の集約・可視化等を行う D24H ディートゥウェンティフォーエイチ（災害時保健医療福祉活動支援システム）等の情報システムを活用した情報収集・情報共有体制の強化や保健医療福祉活動チームの体制整備・人材育成を行うとともに、③耐震化に伴う改修や非常用自家発電設備の整備等、医療・福祉関係施設の各分野における防災・減災対策を強化してまいります。

(農林水産大臣)

能登半島地震や豪雨では、被災施設や山腹崩壊が広範囲にわたり、道路の寸断や積雪等もあり、支援活動に多くの労力と時間を要しました。また、避難生活が長期化する中、ニーズに即したきめ細やかな食料支援を求める声がありました。

このような課題に対処するため、災害対応にあたる職員の研修や訓練等を通じて人材の確保や育成に努めるほか、自治体との連携体制を強化するため、全国の出先機関に「地域防災官」の設置を要求中です。

また、外食・食品関係団体、企業等との連絡体制の整備・充実を図るほか、土地改良関係団体との災害協定に基づき、支援を進めるなど、応援体制の強化を図ります。

さらに、ハードとソフトの両面で防災減災、国土強靱化を推進するとともに、農家の自然災害への備えとして農業保険や食品の家庭備蓄の重要性の普及等を進めます。

引き続き、省をあげて防災対応の強化に取り組めます。

(文部科学大臣)

激甚化・頻発化する災害から、将来を担う子供たちを守ることは重要です。

学校施設は子供たちの学習の場であるとともに地域の防災拠点としての役割を果たすことから、学校体育館への空調設置のペースの倍増を始めとする学校施設の耐災害性の強化を進めます。

また、家庭や地域、関係機関等との連携を促し、地域の災害リスクに応じた実践的な防災教育の取組を進め、児童生徒等の安全・安心を確保していきます。

地域の貴重な文化財は、国民共通の財産でもあります。防火・耐震等の防災対策を引き続き進め、滅失・棄損の予防や安全確保につなげていきます。

また、日本は世界有数の地震、火山の大国であり、観測・調査・研究の体制構築と充実は、災害対策上、重要です。

令和7年度から本格運用する南海トラフ海底地震津波観測網の整備等、関係省庁とも連携しながら推進していきます。

(経済産業大臣)

災害対応では、平時からの体制構築が重要です。電力・ガス等のライフラインに関しては、各法令に基づき、全国の事業者が共同して「連携計画」を作成し、事業者相互間の応援体制等を構築しています。

その上で、関係設備の強靱化を進めるため、①災害時の燃料供給拠点であるSS（サービスステーション）の地下タンクの大型化や自家発電設備の導入、災害対応に関する研修や訓練等の実施に対する支援、②病院・福祉施設や避難所等の重要施設に設置するLPガスタンクや石油タンク等の導入支援といった対策を、令

和 7 年度当初予算案に盛り込む予定です。

さらに、局激指定された災害により被災した小規模事業者の施設・設備の復旧支援を都道府県が行う場合の国の支援について、中小企業も対象に含めるとともに、補助上限の引き上げを行うこととしました。そのための経費を先般の補正予算に盛り込んだところです。

引き続き、災害対応に万全を期してまいります。

(環境大臣)

環境省では、発災時の取組として自然災害により被災した家屋等の公費解体を含む、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を進めるための財政支援、技術支援、人的支援を実施しています。

また、令和 6 年能登半島地震など近年の大規模災害等における災害廃棄物対応の検証、現行制度の施行状況等に関する点検、今後の大規模災害に備えた災害廃棄物対策の強化等について、来年当初から中央環境審議会等において審議いただくとともに、災害時にも確実に機能することが求められる廃棄物処理施設や浄化槽の強靱化を進めてまいります。

さらに、能登半島地震でも効果を発揮した避難施設等の公共施設への再エネ設備等の導入や、国立・国定公園等における施設の避難機能の強化等を実施してまいります。

これらの取組を通じて、被災地の復旧・復興に貢献してまいります。

(法務大臣)

法務省における防災対策強化のための取組について、主に 3 点御説明いたします。

まず、1 点目として、大規模な災害が発生した場合であっても、業務継続を可能とし、国民の安心・安全を確保するため、現行の耐震基準制定前（昭和 56 年以前）に建築された矯正施設・官署施設等の耐震化及び老朽化対策を実施してまいります。

次に、2 点目として、災害時においても、矯正施設からの被収容者の逃走を防止するため、監視カメラ等の総合警備システムを始めとする各種警備機器について更新整備し、その適正な稼働を確保してまいります。

最後に、災害からの復旧・復興に係る事業を促進するため、長期間相続登記等がされていない土地の解消事業や法務局地図作成事業を実施するとともに、これらの取組と併せて、相続登記の義務化を始めとする不動産登記情報を最新化させる取組を実施し、土地利用の円滑化を推進してまいります。

法務省としましては、これらの施策を遂行するために必要な予算の確保に努めるとともに、関係機関と連携しながら、防災対策強化のための取組を着実に実

施してまいりたいと考えております。

(デジタル大臣政務官)

令和6年能登半島地震での現場では、民間専門家の力も借りて、被災者支援や避難所管理にデジタルの力を積極的に活用しましたが、またその課題も明らかになりました。

その経験も踏まえ、第一に、広域災害の際にも、きめ細やかな被災者支援を展開できるよう、「広域被災者データベース」の構築と普及を進めます。また、様々なシステム・アプリ間同士のデータ連携を進めます。

第二に、平時からマイナンバーカードの携行率向上を図り、実証を進めてきた、同カードを活用した避難所管理システムの普及を図ってまいります。

第三に、発災直後の現場でのデジタル支援を担う民間デジタル人材を積極的に活用するため、「災害派遣デジタル支援チーム」制度の創設を進めてまいります。

(内閣府特命担当大臣（こども政策・男女共同参画）)

災害対策においては、能登半島地震の教訓も踏まえ、こどもへ配慮した対策の重要性に鑑み、こどもの居場所づくりをはじめ、こどもの視点からの災害対策を進める必要があります。

とりわけ、災害時のこどもの居場所確保は、こどもの心の回復の観点から重要であり、平時から備えておけるよう、今回の教訓も踏まえ、今年度中に「災害時におけるこどもの居場所づくりの手引」を作成する予定です。

今後とも、関係省庁とも連携し、災害予防や災害時対応、復旧・復興に係る各種計画等におけるこどもの位置づけを明確化するとともに、保育所をはじめとする児童福祉施設等の防災・減災・国土強靱化を推進する、更に、交付金により女性防災リーダーの育成を進めるなど、こども・女性に配慮した災害対策を進めてまいります。

(復興大臣)

復興庁では、将来の大規模災害に備え、防災意識を醸成する観点から、震災遺構の保存に対する初期費用の支援、復興政策10年史の作成・公表などの、東日本大震災の記憶と教訓を後世へ継承するための取組を行ってきました。

復興庁としては、今後も、復興ノウハウ講演会の開催、語り部団体へのハンズオン支援、教訓継承サイトのリニューアル、伝承館を紹介するガイドブックの発刊や、その英語版の作成など、様々な復興の知見・ノウハウの収集・提供を行ってまいります。

4. 議長発言

(内閣総理大臣)

本日は、今後の災害対策の基本方針などについて、各大臣から御報告をいただきました。ありがとうございました。

災害は、いつ何時起こるか分からないものでございます。取り組むべき事項は今お話しありましたように多岐にわたりますが、本日御報告いただきました方針に基づき、軌を一にして、できるものから早急に実現をしていただきたいと思います。いつ何時起こるか分からないので、今日からでも出来るものに取り組んでいただきたいと思います。と思っております。

坂井防災担当大臣におかれては、国による災害対応の強化、被災地における福祉支援の充実、ボランティアの皆様方との連携促進等のため、災害対策基本法や災害救助法の改正案を次期通常国会に提出するべく、作業に万全を期していただきたいと存じます。

本気の事前防災を推進するため、赤澤大臣の下、防災庁の在り方に関する有識者会議を新たに開催し、専門家の御意見を伺いながら、令和8年度中の防災庁設置に向けた準備を着実に進めてください。

防災庁の設置も見据えつつ、令和7年度から、内閣府防災の体制を予算・人員の両面において大幅に拡充することといたしております。各大臣におかれましても、体制確保に御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

本日は、南海トラフ地震臨時情報の周知広報等につきましても御報告をいただきました。災害が頻発する我が国において、被害の最小化を図るためには、国民の皆様お一人お一人の防災意識の向上が必要不可欠であります。ハザードマップを見る、避難場所に足を運ぶ、実際に防災グッズを使ってみるなどということを含めまして、防災教育の一層の充実にも取り組んでいただきたいと存じます。

寒波も襲来をいたしております。能登の被災地には、本格的な冬が訪れております。坂井防災担当大臣におかれては、関係省庁と連携して職員を能登の各避難所に派遣をし、運営状況の確認と被災者の皆様方が今お困りの事、そのようなことの把握に当たっていただき、必要に応じて、環境改善の措置を講じてください。

災害対応の在り方を新たなステージに引き上げ、人命、人権最優先の「防災立国」を確立するべく、大臣各位の一層の御尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

5. 閉会